

## デジタルアーカイブにおける望ましい二次利用条件表示の在り方について（2019年版）

### 1 目的

デジタルアーカイブ社会の実現のため、所在等の情報を含むメタデータの流通によりデジタルコンテンツの発見可能性を高めるとともに、発見されたデジタルコンテンツがどのような条件下で利用できるのかについて、分かりやすく表示することが求められている。

現状では、それぞれのデジタルアーカイブが独自の利用条件を定めているか、又は利用条件を表示していないため、活ユーザー（ユーザ）がどのような用途でどのように利用できるのかについて、把握することが難しい状況にある。また、英語で利用条件を表示しているデジタルアーカイブがほとんどないため、グローバルな活用を促す観点からも、一定程度標準化された分かりやすい利用条件の表示が求められている。

デジタルコンテンツの公開・提供に際して、それを第三者に利用させる条件（以下「二次利用条件」という。）として、世界的には、クリエイティブ・コモンズ・ライセンス（CCライセンス）及びパブリック・ドメイン・ツールが最も普及している。さらに、デジタルアーカイブ分野特有の事情を踏まえて、それらで足りない部分を補うため、Europeana、DPLA、クリエイティブ・コモンズの三者が中心となり、共同で、各機関が所蔵するコレクションの著作権のステータス及びその二次利用条件といった権利表示を簡易に表記するためのマーク（Rights Statements<sup>1</sup>）を開発している。

実務者検討委員会は、これらの国際的に普及している二次利用条件表示の状況を踏まえつつ、我が国のデジタルアーカイブにおける望ましい二次利用条件表示の在り方について検討を行った。検討に当たっては、有識者からのヒアリングを参考にした（別添資料参照）。

本資料において、二次利用条件表示の対象としたのは、アーカイブの対象となる元の作品・原資料自体ではなく、アーカイブ機関が作成したデジタルコンテンツにおいて生じ得る著作権等の権利についてである。

なお、本資料は、2019年3月時点の状況を踏まえて作成したものであり、今後のデジタルアーカイブを取り巻く環境の変化に応じて、適時見直しが求められるものである。

---

<sup>1</sup> <https://rightsstatements.org/page/1.0/?language=en>

## 2 二次利用条件設定に当たっての基本的な考え方

アーカイブ機関は、自ら作成・保有するデジタル情報資源について、二次利用条件も含めてどのように公開し提供していくのかについて、著作権等の権利に配慮したうえで、自ら決定して共有・発信することができる。ただし、公的機関が権利を保有するもの又は公的助成により作成されたデータであり第三者の権利に影響を与えないものに関しては、できる限り広く活用可能な形で共有・発信していくことが求められる。

### (1) 公開ポリシーの考え方

アーカイブ機関は、自らが作成・保有するデジタル情報資源について、ウェブ公開か、関係者のみ公開か、施設内公開かといった公開範囲を決めるとともに、第三者が二次利用する場合の条件についても決めることができるし、決める必要がある。その際、メタデータ、サムネイル／プレビュー、デジタルコンテンツなどの種類に応じてそれぞれ異なる公開範囲や利用条件を決めてもよいし、デジタルコンテンツが持つテーマや品質などによって公開範囲や利用条件を区別することも考えられる。

### (2) 二次利用条件表示の考え方

#### (基本的な考え方)

二次利用条件付与の検討においては、まず当該データの権利の状態を確認する必要がある。

アーカイブ機関が所蔵作品等をデジタル化した場合は、元の作品・原資料の著作権に加えて、撮影者やデータ作成者の著作権も発生しうる可能性がある。元の作品・原資料の著作権の保護期間が満了しておりデータ作成者がアーカイブ機関自身であるなど、アーカイブ機関のみが権利を有するデータの場合は、自らがその二次利用条件を設定することができる。第三者が権利を部分的にせよ有し、かつ包括的な許諾などがなされていない場合は、どのような条件の利用とするかについては、当該第三者と協議し、合意と許諾を得る必要がある。

また、2次元の作品・原資料を正面から撮影した場合や、3次元の作品・原資料であっても三面図的に記録した場合は、新たな創作的表現がないとして、撮影者やデータ作成者の著作権が認められない場合も多いと考えられる。ただし、特定の角度、照明等により撮影者の芸術表現として撮影された写真等、撮影者の創作的表現が認められる場合には、その創作的表現により、撮影者の著作権が発生する場合があることについて、注意が必要である。

#### (著作権保護対象外コンテンツの取扱いについて)

著作権の保護期間が満了しているコンテンツを撮影したもので、かつ写真撮影者にも著作権が発生しない画像データや、創作的表現のないメタデータなど、著作権法による保護対象とならないデータについては、原則として権利の問題は発生せず、営利・非営利を問わず誰でも自由に利用可能とされている。ただし、著作権法第60条が定める著作者の死後の人格的利益等への配慮が必要な場合があることに留意しなければならない。

著作権法による保護の対象とならないデータであっても、そのデータの活用においては、作品や作者への配慮や敬意を示すと共に、データ提供元の各アーカイブ機関やデータ作成者等の貢献について社会的に広く認知してもらうため、また、データの信頼性を担保するた

め、活用者に対して、二次利用に際し出典や所蔵館等の表記を正確な形で行ってもらえるよう、更には、民族・宗教等に対する文化的配慮に留意してもらえるよう、望ましい表記事項や留意事項等のお願いをアーカイブ機関がウェブ上に分かりやすく掲載することが望まれる。また、そのような掲載を行う場合は、当該お願いが法的拘束力を持たないものであることを明記することが望ましい。

### (3D データの取扱いについて)<sup>2</sup>

3D スキャナ等で作成した 3D データについては、元の作品・原資料の著作権の有無に注意する必要がある。

著作権がある作品・原資料を元に作成した 3D データについては、3D データの CAD ソフトや 3D プリンターを介して情報を物に置き換えられる（元の作品・原資料を再生することができる）という特性を踏まえると、当該 3D データには元となる作品・原資料に含まれる著作物の著作権が及ぶことになると考えられる。例えば、立体の著作物を元に作成した 3D データは、当該著作物の複製物に該当すると考えられる。また、絵画などの平面の著作物を立体化させて作成した 3D データは、当該著作物の表現上の本質的な特徴が直接感得できるのであれば、当該著作物の二次的著作物に該当すると考えられる。

著作権がない作品・原資料の 3D データについては、事実情報を測定したものに過ぎず新たな著作権保護の対象とならないが<sup>3</sup>、例えば、3D データ作成の際等に創作的表現を加えた場合には、その創作的表現により、当該 3D データ自体が著作物として保護されることが考えられる。

また、3D データの作成に当たっては、元の作品・原資料の保有者や 3D データ作成者等の関係者間で 3D データの利用に関する契約が締結されている可能性もあることから、二次利用条件の設定に当たっては、そのような契約の有無や条件の詳細についても注意することが必要である。

---

<sup>2</sup> 知的財産戦略本部検証・評価・企画委員会「次世代知財システム検討委員会報告書」（平成 28 年 4 月）31 頁以降を参照。

[https://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/tyousakai/kensho\\_hyoka\\_kikaku/2016/jisedai\\_tizai/hokokusho.pdf](https://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/tyousakai/kensho_hyoka_kikaku/2016/jisedai_tizai/hokokusho.pdf)

<sup>3</sup> 著作権法では、著作物を「思想又は感情を創作的に表現したものであつて、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するものをいう」と定義している（第 2 条第 1 項）。

### 3 望ましい二次利用条件表示

デジタルコンテンツの二次利用条件を表示するライセンス又はマークとしては、次のものを利用することが望ましい。

- 国際的に普及しているパブリック・ドメイン・ツール及び CC ライセンス。特に、CC0、CC BY を強く推奨する。
- Rights Statements からは、著作権あり、著作権あり—教育目的の利用可、著作権なし—他の法的制限あり、著作権なし—契約による制限あり、著作権未評価のマーク。
- 日本独自の表示としては、裁定制度により利用された著作物であることがわかるマーク（著作権未決定-裁定制度利用著作物）。

CC ライセンスは、自ら著作権を持っている作品について、このような条件であれば二次利用してよいということをライセンスするための仕組みである。

パブリックドメイン（PD）ツールのうち、パブリックドメインマーク（PDM）は、著作物の保護期間満了や創作性の不存在などの理由により、当該作品を誰もが自由に利用できることをアーカイブ機関等の第三者が示すツールであり、それ自体に法的な効力はない。一方で CC0 は、当該データに関して適用者が有する権利（商標権・特許権等を除く）を明示的に放棄するツール（ライセンスではない）であり、法的な効力を有する。特に 3 次元作品を撮影した写真等の場合、写真撮影者（データ作成者）の創作的表現の有無について活用者が厳密に判断することは困難であるため、2 次元作品の忠実な複製など、データ作成者の創作的表現が存在しないことが相当程度確実である場合等を除いて、CC0 によりデータ作成者自身の権利を明確に放棄することが、二次利用促進の観点からは望ましい。

Rights Statements は、CC ライセンスや PD ツールに当てはまらない二次利用条件を、アーカイブ機関自身が独自に定めている際に、その再利用条件を簡潔に要約し利用者の理解を助けると共に、統合ポータル上での利用条件別の検索等を容易にするためなどに用いられる。Rights Statements 自体はライセンスとしての性質を有するわけではなく、正式な二次利用条件はアーカイブ機関の側が独自に準備し、利用者に分かり易い形で提示する必要がある。

表1 推奨する二次利用条件表示一覧(参考:Europeana での採用状況)

	種類	解説	推奨	Europeana 採用状況
PDツール	CC0	著作権法上認められる、その者が持つすべての権利(その作品に関する権利や隣接する権利を含む。)を、法令上認められる最大限の範囲で放棄して、パブリック・ドメインに提供することを意味する。	◎	○
	PDM	著作権による制限がなく、自由に利用可能であることを意味する。	○	○
CCライセンス	CC BY (表示)	原作者のクレジット(氏名、作品タイトルなど)を表示することを主な条件とし、改変はもちろん、営利目的での二次利用も許可されるライセンス。	◎	○
	CC BY-SA (表示-継承)	原作者のクレジット(氏名、作品タイトルなど)を表示し、改変した場合には元の作品と同じライセンスで公開することを主な条件に、営利目的での二次利用も許可されるライセンス。	○	○
	CC BY-ND (表示-改変禁止)	原作者のクレジット(氏名、作品タイトルなど)を表示し、かつ元の作品を改変しないことを主な条件に、営利目的での利用(転載、コピー、共有)が行えるライセンス。	○	○
	CC BY-NC (表示-非営利)	原作者のクレジット(氏名、作品タイトルなど)を表示し、かつ非営利目的であることを主な条件に、改変したり再配布したりすることができるライセンス。	○	○
	CC BY-NC-SA (表示-非営利-継承)	原作者のクレジット(氏名、作品タイトルなど)を表示し、かつ非営利目的に限り、また改変を行った際には元の作品と同じ組み合わせのライセンスで公開することを主な条件に、改変したり再配布したりすることができるライセンス。	○	○
	CC BY-NC-ND (表示-非営利-改変禁止)	原作者のクレジット(氏名、作品タイトルなど)を表示し、かつ非営利目的であり、そして元の作品を改変しないことを主な条件に、作品を自由に再配布できるライセンス。	○	○
Rights Statements	IN COPYRIGHT (著作権あり)	著作権が存在しており、公開した者自身が著作権者であるか、著作権者から利用許諾を得ているか、又は何らかの権利制限規定により利用提供している場合に用いる。	○	○
	IN COPYRIGHT - EU ORPHAN WORK (著作権あり-EU孤児著作物)	著作権は存在すると考えられるものの、EU孤児著作物指令(Directive 2012/28/EU)に基づいて利用されている場合に用いる。		○
	IN COPYRIGHT - EDUCATIONAL USE PERMITTED (著作権あり-教育目的の利用可)	著作権は存在するものの、著作権者により、教育目的の利用が認められた場合に用いる。	○	○
	IN COPYRIGHT - NON-COMMERCIAL USE PERMITTED (著作権あり-非営利目的の利用可)	著作権は存在するものの、著作権者により、非営利目的の利用が認められた場合に用いる。		
	IN COPYRIGHT - RIGHTS-HOLDER(S) UNLOCATABLE OR UNIDENTIFIABLE (著作権あり-著作権者不明)	著作権は存在するものの、一定の合理的な調査を経ても、著作権者が判明しないか、または連絡先がわからない場合に用いる。		
	NO COPYRIGHT - CONTRACTUAL RESTRICTIONS (著作権なし-契約による制限あり)	パブリック・ドメインになっているものの、第三者の利用については契約で何らかの制限が課されている場合に用いる。このマークを用いる場合には、契約による制限の具体的な内容を示す必要がある。	○	
	NO COPYRIGHT - NON-COMMERCIAL USE ONLY (著作権なし-非営利目的のみ利用可)	すでに著作権は消滅しているものの、公的機関と民間企業の協定により、非営利目的の利用に制限してデジタル化した場合に用いる。		○
	NO COPYRIGHT - OTHER KNOWN LEGAL RESTRICTIONS (著作権なし-他の法的制限あり)	すでに著作権は消滅しているものの、他の法的制限により自由な利用ができない場合に用いる。このマークを用いる場合は、法的制限の具体的な内容を示す必要がある。	○	○

	NO COPYRIGHT - UNITED STATES (著作権なし-米国の法律上)	アメリカ合衆国の法律で、パブリック・ドメインになった場合に用いる。		
	<b>COPYRIGHT NOT EVALUATED</b> (著作権未評価)	著作権の状態が不明で、表示者が著作権の状態を決定するための調査を尽くしていない場合に用いる。	○	○
	COPYRIGHT UNDETERMINED (著作権未決定)	著作権の状態が不明で、かつ著作権の状態を決定するための調査を尽くしたが、判明しなかった場合に用いる。		
	NO KNOWN COPYRIGHT (知る限り著作権なし)	表示者において、著作権その他の権利がないと信じるだけの合理的な理由があるものの、著作権がないという決定まではできない場合に用いる。		
日本独自の表記	<b>COPYRIGHT UNDETERMINED - JP ORPHAN WORK(案)</b> (著作権未決定-裁定制度利用著作物)	裁定制度による利用の場合に用いる。著作権者が不明である等の理由により、相当の努力を払って権利者を検索してもその著作権者と連絡することができない場合は、文化庁長官の裁定を受け、かつ、文化庁長官が定める額の補償金を供託することにより、適法に著作物を利用することができる。	○	

注:DPLA では、PD ツール、CC ライセンス、Rights Statements のほか、自由記入による表示も使われている。

(出典)デジタルアーカイブの連携に関する関係省庁等連絡会・実務者協議会「デジタルアーカイブの構築・共有・活用ガイドライン」平成 29 年 4 月(p.32)、RightsStatements.org のウェブサイト  
<http://rightsstatements.org/>、Europeana のウェブサイト<https://pro.europeana.eu/page/available-rights-statements>、五常総合法律事務所ウェブサイトコラム「Right Statements の解説-新しい著作権表記について」<https://www.gojo-partners.com/column-ps/2024/>に基づき作成

## 4 二次利用条件表示に関する留意事項

### (1) 二次利用条件表示の方法

二次利用条件の表示においては、ウェブページに利用条件のマークを示して目で見て分かるようにするだけでなく、機械可読形式でも提供できるようにする必要がある。特に、コンテンツの二次利用条件の表示においては、コンテンツのデータファイル自体に記述するだけでなく、メタデータの項目にも二次利用条件の情報を保持することが望ましい。このためには、メタデータに、コンテンツごとの二次利用条件を追加する必要がある。各コンテンツに一つ一つ二次利用条件を追加するのが困難な場合は、一括して処理できるよう、権利等の状態が同じコンテンツのメタデータをまとめて管理しておくといよい。

また、二次利用条件や権利の内容についての情報を提供するページへのリンクがあることが望ましい。また、リンクページにおける説明は、日本語のみでなく、多言語（英語等）で用意されていることが望ましい。

### (2) 二次利用条件表示の検討に当たっての留意点

#### （著作物性の判断に関する留意点）

単なる事実や数値を記述しただけのデータであれば、著作物性が認められる余地はきわめて少ないため、著作権保護の対象にはならないと考えられる。編集著作物やデータベースの著作物と認められる場合であっても、素材となるデータに著作物性がない場合は、データそのものを抽出的に利用することは著作権法の観点からは制限されないことに留意する必要がある<sup>4</sup>。一方で、著作物性の有無について活用者が逐一厳密に判断することは困難であり、また、著作物性の判断基準は国によっても異なることから、誰もがグローバルに確実に自由利用可能であることを担保するため、ここでは、メタデータに関して、確認的な意味を含めて **CC0** の適用が望ましいとしている。

**CC0** とは、全ての著作権等の権利を放棄することを意味する。これは、著作権に基づいて訴訟を起こす権利、逸失利益等が出て損害賠償を求める不法行為に基づき訴訟を起こす権利等も含めて放棄し、著作者人格権など放棄できない権利については行使しないことを約束するといったことなどが含まれる。最近、海外のデジタルアーカイブでは、創作性の有無に疑いの生じ得るパブリック・ドメインのデジタル複製物に関しては、**CC0** が推奨されており、実際、多くのアーカイブ機関では非常に大規模に **CC0** の表示を採用する例が増加している（メトロポリタン美術館、アムステルダム国立美術館、シカゴ美術館など）。

デジタルコンテンツにクリエイティブ・コモンズ・ライセンスや **CC0** 等を著作権保護期間が満了している所蔵作品等のデジタル化データに適用するに際しては、アーカイブ機関自身が、デジタルアーカイブの対象となる元の作品・原資料の権利者であるなどの誤解を招くことがないように、あくまでライセンスや権利放棄の対象となる権利は、当該デジタルコンテンツに関して、アーカイブ機関自身が有し得る著作権等の権利（例えば、作品を創作的に撮影した場合に生じうる著作権等）であることを分かりやすく示すことが望ましい。

<sup>4</sup> 内閣官房情報通信技術（IT）総合戦略室「二次利用の促進のための府省のデータ公開に関する基本的考え方（ガイドライン）」（平成25年6月25日各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定）参照。

<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/cio/dai52/kihon.pdf>

クリエイティブ・コモンズ・ライセンス等の著作権ライセンスは、著作権者が自ら保有する権利の利用許諾を行うものであるため、著作権保護期間が満了している作品・原資料を忠実に複製したデータや、著作物としての要件を満たさない創作的表現のないデータなどに適用したとしても、その二次利用に著作権法による保護を超えた追加的な制約を課すものではないことに留意が必要である。

このほか、アーカイブ機関で二次利用条件を検討するに当たっては、肖像権、パブリシティ権、プライバシー権<sup>5</sup>等の諸権利にも留意が必要である。

また、二次利用条件の検討において、セキュリティポリシーとの関係で本来問題のない公開が妨げられることがないよう、所蔵資料・収蔵品の目録等の情報については、広く共有されることが望ましいという観点から検討を行うべきであり、自らの組織のデータ保全という観点とは切り分けた判断を行うことが求められる。

### (3D データに関する留意点)

3D データについては、特許権や意匠権との関係についても留意が必要である。また、CC ライセンスや CC0 等が特許権や意匠権に影響を与えないと考えられることについても留意が必要である<sup>6</sup>。

### (著作権者不明等における二次利用条件表示の課題)

本資料では、日本独自のマークとして著作権者不明等の場合の裁定制度<sup>7</sup>により利用されているものに使える新たな表記を提案したが、クリエイティブ・コモンズ・ライセンスやパブリック・ドメイン・ツール、Rights Statements のように、海外の活用者にも理解が容易な、機械による処理が可能な仕組みを用意していない点が今後の課題である。

---

<sup>5</sup> 公文書館が個人情報を一定期間公開しない措置を取る際の基準については、「独立行政法人国立公文書館における公文書管理法に基づく利用請求に対する処分に係る審査基準」の別添の情報が参考になる。

[http://www.archives.go.jp/information/pdf/riyoushinsa\\_2011\\_00.pdf](http://www.archives.go.jp/information/pdf/riyoushinsa_2011_00.pdf)

<sup>6</sup> CC BY4.0 リーガルコード本文第 2 条 b.2.、CC0 リーガルコード本文第 4 条 a.等を参照。なお、いずれにおいても対象外の権利として明確に言及されるのは商標権および特許権のみであるが、我が国の意匠法で保護される登録意匠は特許権と同様の扱いであると把握することが合理的であると考えられる（CC ライセンスの母国である米国では、意匠権は意匠特許（design patent）として特許権の一部としての保護を受けている）。

<sup>7</sup> 著作権者が不明である等の理由により、相当の努力を払って権利者を検索してもその著作権者と連絡することができない場合は、文化庁長官の裁定を受け、かつ、文化庁長官が定める額の補償金を供託することにより、著作物を適法に利用することができる制度のこと。



### (3) デジタルアーカイブを取り巻く著作権法の改正状況

平成 30 年度著作権法改正において、デジタル・ネットワーク技術の進展により、新たに生まれる様々な著作物の利用ニーズに的確に対応するため、著作権者の許諾を受ける必要がある行為の範囲を見直し、情報関連産業、教育、障害者、美術館等におけるアーカイブの利活用に係る著作物の利用をより円滑に行えるようにするため、権利制限規定等が整備された<sup>8</sup>。

このうち、デジタルアーカイブに深く関わるものは、次のとおり。

#### ○ デジタル化・ネットワーク化の進展に対応した「柔軟な権利制限規定<sup>9</sup>」の整備（第 30 条の 4、第 47 条の 4、第 47 条の 5 等関係）

著作物の市場に悪影響を及ぼさないビッグデータを活用したサービス等のために著作物の利用を許諾なく行うことが可能となった。つまり、所在検索サービス<sup>10</sup>や情報解析サービス<sup>11</sup>として、検索サービスやデジタルアーカイブなどにおいてデータを権利処理せずに活用できる範囲が広がった。例えば、書籍の検索の場合に、書籍のタイトル、著作者名等とともに、書籍の本文（著作物）の一部を表示させることや、大量の学習用データを人工知能（AI）に入力して分析させ、人間のサポートなしにそれらの情報が何であるか等を判断できるようにすることなどが考えられる。

#### ○ アーカイブの利活用促進に関する権利制限規定の整備等（第 47 条、第 67 条等関係）

従来から、美術館等に展示されている作品（著作物）を解説・紹介するために作品の写真を小冊子に掲載することが認められていたところ、今回の著作権法改正により、展示作品の解説・紹介用資料をデジタル化して、施設内においてタブレット端末等で閲覧可能にすること、また、展示作品に関する情報を一般公衆に提供するため、展示作品のサムネイル画像のインターネット公開を許諾なく行うことができるようになった。

また、裁定制度の見直しにおいては、国及び地方公共団体等が裁定制度を利用する際に、補償金の供託が不要となった。これにより、公的機関が著作者不明著作物のデジタルコンテンツを公開するに当たって、裁定制度の利用申請の際、引き続き著作者確認のための調査が必要であるものの、事前に供託金を用意する必要はなくなった。

<sup>8</sup> 平成 31 年 1 月 1 日施行（教育の情報化に対応した権利制限規定等の整備（第 35 条等関係）については、公布の日から起算して 3 年を超えない範囲内において政令で定める日を施行日とされた）。詳細については、文化庁「著作権法の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 30 号）について」を参照。

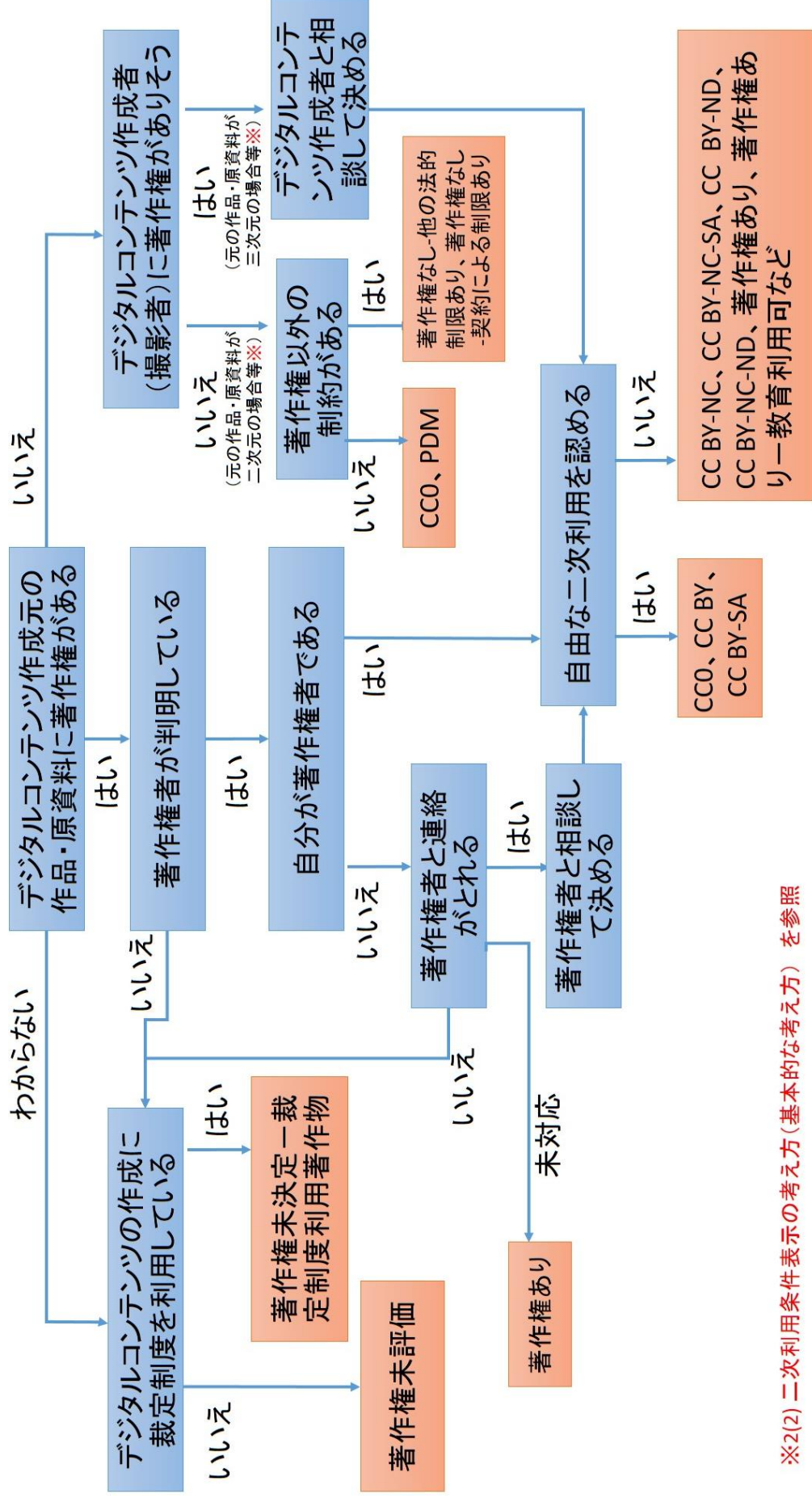
[http://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/hokaisei/h30\\_hokaisei](http://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/hokaisei/h30_hokaisei)

<sup>9</sup> 法改正に伴い、従来の権利制限規定が、権利者の利益を通常害さない行為類型（著作物に表現された思想又は感情の享受を目的としない利用（第 30 条の 4）、電子計算機における著作物の利用に付随する利用等（第 47 条の 4））や、権利者に及ぶ不利益が軽微な行為類型（新たな知見・情報を創出する電子計算機による情報処理の結果提供に付随する軽微利用等（第 47 条の 5））といった「柔軟な権利制限規定」に整理された。

<sup>10</sup> 広く公衆がアクセス可能な情報の所在を検索可能にするとともに、その一部を検索結果と併せて表示するサービス。

<sup>11</sup> 広く公衆がアクセス可能な情報を収集して解析し、求めに応じて解析結果を提供するサービス。

(参考ツール：二次利用条件表示の検討に当たってのプロフローチャート)



※2(2) 二次利用条件表示の考え方(基本的な考え方)を参照

(別添)

## 二次利用条件表示の検討に関する有識者ヒアリング(概要)

### 1. 概要

事務局で検討した以下の2つの案について、平成30年7月下旬～8月下旬にかけて、ヒアリングを行った。

- (1)「二次利用条件表示候補一覧」(別紙1)
- (2)「ジャパンサーチにおけるコンテンツの利用条件区分(案)」(別紙2)

### 2. ヒアリング対象者(実施日)

- 骨董通り法律事務所 福井健策弁護士(7月27日)
- 慶應義塾大学大学院政策・メディア研究科 渡辺智暁特任准教授(8月8日)
- シティライツ法律事務所 水野祐弁護士(8月21日)
- 早稲田大学法学学術院教授 上野達弘教授(8月27日)
- 内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室(8月31日)

### 3. ヒアリングの内容

#### (1)「二次利用条件表示候補一覧」(別紙1)について

- ① 参考になる資料や特に盛り込むべき要素はあるか。
  - 特に意見なし。(福井)
  - 特に思い当たらない。(水野)
  - 二次利用条件に関しては以前から様々議論があった(北川善太郎教授のコピーマート、文化庁の自由利用マーク等)。現在はCCライセンスが普及しているようだ。(上野)
  - 政府標準利用規約(第2.0版)は、国際的に普及しているCCライセンス(CC-BY4.0)と互換性を持たせつつ、一般の利用者にも分かりやすい表現としている。国内向けに、政府標準利用規約についての説明は必要だが、マークとして使用するのにはCCライセンスとしている。(IT室)
- ② 表示の種類に過不足はないか
  - 権利表示は、シンプルで一般ユーザでも取っ付きやすいものがよい。最初は、CCライセンス(8種類)、日本独自の表示として「No-Copyright-Japan(Public Domain 50)」、「裁定制度」の2種類で、計10種類とする程度でよいのでは。(福井)
  - Rights Statementsを採用しているEuropeanaやDPLAとの互換性を確保したいということであれば、最初はジャパンサーチでの付与候補とはしないが、将来的に海外ポータルと接続するときに対応できるよう、裏では用意しておき、時期が来たら出すなど濃淡をつけてはどうか。あえてRights Statementsの要素を残すとすれば、「In Copyright」「In Copyright - Educational Use Only」「Copyright Not Evaluated」の3種はニーズがあるだろう。(福井)
  - ライセンスの種類を増やすと、提供者は希望するライセンスを選べるが、ユーザにとっては煩雑なものになる。逆に種類を絞ると、ユーザにとっては理解しやすくなるが、提供者がデータを提供しづらく

なる。すなわち、利活用促進のためには簡単なライセンスにすることが望ましいが、アーカイブ機関がデータを出すことに懸念を持っている状態では何も進まなくなる。一方、提供者側に寄せすぎると利活用事例が出てきにくくなるという懸念がある。(渡辺)

- 種類が多すぎる。シンプルに CC ライセンスだけでもよいのでは。Rights Statements もあってもよいが、取捨選択が必要。非営利(CC BY-NC)と教育利用限定(educational use permitted)は日本法の下では別々に読めるので注意が必要。(水野)
  - ジャパンサーチは一部のページ(キュレーションページ/電子展示会)でコンテンツを扱うので、二次利用条件表示の一覧とは別に、利用規約・サイトポリシーを作成する必要がある。サイト上での見せ方には工夫が必要。(水野)
  - ジャパンサーチ上で商用コンテンツも扱う場合は、CC ライセンスよりも細かい表示が必要。例えば有料画像サービス「Shutterstock」では細かい利用条件が設定されている。以前、統一的な利用条件フォーマットの整備について検討されたことがあるが、実現しなかったと承知している。(上野)
  - CC ライセンスだけではデータ提供機関が登録に困る場合がないだろうか。データ提供機関自身が著作権者でなく、パブリックドメインでもない場合は、ライセンスを付与できないため、「IN COPYRIGHT」は必須と思われる。(上野)
  - 学校その他の教育機関の場合は、権利制限規定(著作権法第 35 条)が適用されるため「IN COPYRIGHT-EDUCATIONAL USE PERMITTED」は不要と思われるが、著作権法 35 条の対象外の教育機関(音楽教室等)の場合は、このマークが利用される可能性があるだろうか。(上野)
- ③ 日本独自の表示としてはどういったものがよいか。CC ライセンスや Rights Statements と互換性を持たせるためには、どのように表現すればよいか。
- No-Copyright-Japan(Public Domain 50)と、裁定制度の 2 つは合理性があり、必要性を理解できる。図書館送信(著作権法第 31 条第 3 項関係)、美術・写真の著作物のサムネイル発信(著作権法第 47 条関係)等は権利制限規定に関することであり、他にもたくさんあり、きりが無い。他に日本独自の事情を反映したものとしては、「同人マーク(複製不可、二次創作(による同人誌の作成と同人誌即売会での無断配布)可)」(No Dead Copy, Fan Fiction Only)がある。要望が多いなら取り入れてもよいかも。(福井)
  - 著作権法上の権利制限をオーバーライドする意図のないことを(条文番号と一緒に)明記することは有益。つまり、アーカイブ機関側が設定する二次利用条件やライセンスは著作権法上の権利制限に基づく利用を制限するものではなく、ライセンスに関わらず著作権法に則った利用が可能であるということを説明することが必要。(渡辺)
  - 権利制限に基づく利用でアーカイブへの掲載が可能になっている場合は、それを明記する必要がある。(実態としては、オープンデータのように、ボリュームが多すぎて実現できていない領域もあるが。)(渡辺)
  - 日本独自の表示は不要ではないか。二次利用条件表示はあくまでもライセンスなので、法律の規定と混同させるのはよくない。このような表示を作成する目的は、論理的には理解できるが、実務者として見たことはない。政府標準利用規約にもそのような規定はない。どうしても作るなら PD50 のみか、それに加えてもう一つ、日本独自の規定を包含するもの、「他の国と違う規定(=日本のレギュ

レーション)で運用されており、利用許諾はライセンスされている。日本以外の国で利用する際は注意が必要。」といったものを一つ作成してはどうか。法律の細かい規定についての記載は、利用を委縮させるし、誰が書くのかという問題も生じるので不要。

(水野)

○「PDM」は、世界中でパブリックドメインであることを保証するマークではなく、日本の基準で使ってよいと考える。「PD50」は不要。著作権の保護期間は国によって異なり、90年の国もある。そもそも、日本で50年でパブリックドメインになった著作物は、相互主義が採用されている欧州では50年でパブリックドメインになるし(米国は相互主義を採用してないため、70年続くが)、TPP発効後は、日本も70年になる(※なお、2018年12月30日のTPP発効により改正法が施行され死後70年に延長される)。(上野)

○裁定制度は、日本独自のものであるため、「COPYRIGHT UNDETERMINED - JP ORPHAN WORK」はあってもよい。(上野)

○著作権法第31条、47条の権利制限に基づく利用であることをマークとして表示することは不要ではないか。利用者には関係ない。「IN COPYRIGHT」で十分。(上野)

○国際的に受け入れられる日本独自のマークをゼロから作るのは、専門家の確認も必要であり容易ではない。(IT室)

## (2)「ジャパンサーチにおけるコンテンツの利用条件区分(案)」(別紙2)について

① ジャパンサーチ試験公開版では、コンテンツの利用条件区分(自由な二次利用可・制限付き二次利用可・二次利用不可の3種類)による検索結果の絞り込みを可能にする想定だが、区分はこの3種類でよいか。

○検索の手がかり・取っかかり、検索の誘導として3種類ということであれば、これでよい。理想を言えばCCライセンス付のコンテンツだけを検索できるとよい。検索の最初は3区分で、検索結果で更に詳細なライセンスで絞り込めるとよい。(福井)

○現在の想定(3種類で絞り込み可能、検索結果画面でさらにライセンスによる絞り込み可能)でEuropeanaと同等であり、特に問題ないだろう。(渡辺)

○現在の案で違和感はない。シンプルでよい。「自由な二次利用可」の範囲については、CCの公式見解では「CC-BY-SA」まで(NC、NDは制限付という認識)。(水野)

○絞り込み区分は、Europeanaに倣うことでよい。(上野)

○「二次利用不可」は、全く利用できないイメージを受ける。連絡して許諾を得れば利用可能であることがわかるよう、言い回しを変更したほうがよい。CCライセンスも展開してあって最初から個別に検索できてもよい。(上野)

○絞り込み区分は、CCライセンスそのままとした方がよい。「自由な二次利用可・制限付き二次利用可・二次利用不可」という区分は、それぞれの示す範囲が明確でなく分かりにくい。(IT室)

## (3)ジャパンサーチ画面上での二次利用条件表示の仕組みについて

① ジャパンサーチ画面上での二次利用条件の表示にあたって留意すべきことはあるか。

○権利表示で検索結果の絞り込みができること、各権利表示からその説明ページにリンクをはること

(CC ライセンスのようにリンクを活用し、一般ユーザ向けの客観的かつ簡易な説明ページ、詳細なライセンス条件説明ページを分けて、クリックすると見られるようにしておく)。(福井)

- 二次利用条件は必然的に不完全であり、それに基づく利用は自己責任であるべき。利用規約には、必ず「権利表示は目安であり、紛争は当事者間で解決すること」等の免責条項を示し、同意してもらうことが必要。例えば、日本でパブリックドメインの著作物に PDM マークを付した場合でも、海外ではパブリックドメインにならない場合等に備えて、免責条項での対応が必要。PDM を 70 年を超えたものに限り使用した場合でも、戦時加算で保護期間が 70 年以上になるものもある。(福井)
- バージョン番号による指定までも検索で可能にするべきかどうかは迷うところだが、CC3.0 と CC4.0 のように、バージョンが違くと従うべき制約条件なども異なることがままある。ただし、クリエイティブ・コモンズ・ジャパンでの経験から言えば、バージョンを気にするのは企業の法務部レベルで、データ提供機関や活用者はそこまで厳密にこだわらないかも知れないと思う。(渡辺)
- ジャパンサーチ画面上に、コンテンツごとにライセンスマークが表示されていることが望ましいが、CC ライセンスは契約ではなく単独行為で、付与した時点で許諾として有効と考えられるため、必ずしも毎回コンテンツとセットで表示する必要はない。(上野)
- 元のアナログのコンテンツの表示なのか、それをデジタル化したコンテンツの表示なのか明確にすることが必要。(上野)
- 法令についての知識がない者が利用者には多く含まれることを考えると、法令についてわかりやすく解説すること、問い合わせ窓口を設けて回答できるものは回答、その回答を公開できる場合は公開する(Q & A ページの作成)、といった取り組みも重要になる。いわば権利情報を正しく理解するための補助・参考情報を提供することが重要。(渡辺)

② 二次利用条件以外に、ジャパンサーチ上で提供すべき権利情報はるか。

- 理想を言えば、権利者情報が提供されていると望ましい。権利情報を集めるタイミングは、コンテンツ自体の登録(エンリ)時がベスト。個別の権利者とコンタクトを取るのに最もコストがかからないタイミングだからである。ジャパンサーチとの連携においても、権利者を記入してもらおう工夫をしてはどうか。(福井)
- 利活用を促進するという目的なら、利用者にとっての利便性の最大化が重要。アーカイブ機関側で出来る限り二次利用も含めて処理できる権利は処理すること、権利情報等は明快・具体的に表示すること、機械判読性も確保することが大事。(渡辺)
- 権利者情報があればトレーサビリティが高まるのでよいが、お願いベースになり、難しいだろう。Europeana でも権利者情報はそれほど集まっていない。(水野)
- 権利情報については、どうしても自由記述で対応しなければならない場合がある。(上野)

#### (4) その他、留意すべき事項や動向等について

- ① 著作権以外の権利(肖像権・パブリシティ権・プライバシー権等)をどのように扱うか。
- デジタルアーカイブに関しては、肖像権の問題が最も大きい。肖像権の課題はそのあいまいさにあり(受忍限度を超えるかどうか、最高裁の判例以上のものがないなど)、権利処理コストが非常に高く、著作権と並ぶ問題となっている。また、デジタルアーカイブは個人情報の山であり、画像検索の技術が発展し、画像から個人の特定が可能となれば、個人情報保護法の観点からも問題となってくる。

(福井)

- 肖像、パブリシティ権について注意喚起が必要。他に、一部画像を扱うページで商標権などへの配慮も必要。(水野)
- 利用に当たっては、実演家やレコード製作者等の著作隣接権への対応も必要になるが、ジャパンサーチで全てを保証することはできないだろう。パブリシティ権やプライバシー権についても、ジャパンサーチ(仮称)で保証することはできない旨、サイトポリシー等で記述しておいた方がよい。(上野)
- 肖像権等について問題がないことを保証することはできない。利用する人が気をつけるよう促している。(IT室)

(別紙1) 二次利用条件表示候補一覧(参考:Europeana での採用状況)

	種類	解説	JPS 候補	Europeana 採用状況
PDM	CC0	著作権法上認められる、その者が持つすべての権利(その作品に関する権利や隣接する権利を含む。)を、法令上認められる最大限の範囲で放棄して、パブリック・ドメインに提供すること意味する。	○	○
	PDM	著作権による制限がなく、自由に利用可能であることを意味する。	○	○
CCライセンス	CC BY (表示)	原作者のクレジット(氏名、作品タイトルなど)を表示することを主な条件とし、改変はもちろん、営利目的での二次利用も許可される最も自由度の高いライセンス。	○	○
	CC BY-SA (表示-継承)	原作者のクレジットを表示し、改変した場合には元の作品と同じライセンスで公開することを主な条件に、営利目的での二次利用も許可されるライセンス。	○	○
	CC BY-ND (表示-改変禁止)	原作者のクレジットを表示し、かつ元の作品を改変しないことを主な条件に、営利目的での利用(転載、コピー、共有)が行えるライセンス。	○	○
	CC BY-NC (表示-非営利)	原作者のクレジットを表示し、かつ非営利目的であることを主な条件に、改変したり再配布したりすることができるライセンス。	○	○
	CC BY-NC-SA (表示-非営利-継承)	原作者のクレジットを表示し、かつ非営利目的に限り、また改変を行った際には元の作品と同じ組み合わせのライセンスで公開することを主な条件に、改変したり再配布したりすることができるライセンス。	○	○
	CC BY-NC-ND (表示-非営利-改変禁止)	原作者のクレジットを表示し、かつ非営利目的であり、そして元の作品を改変しないことを主な条件に、作品を自由に再配布できるライセンス。	○	○
Rights Statements	IN COPYRIGHT (著作権あり)	公開した者自身が著作権者であるか、著作権者から利用許諾を得ているか、または何らかの権利制限規定のもとで利用する。	○	○
	IN COPYRIGHT - EU ORPHAN WORK (著作権あり-EU孤児著作物)	著作権は存在するものの、EU孤児著作物指令(Directive 2012/28/EU)に基づいて孤児著作物とされた場合に用いる。		○
	IN COPYRIGHT - EDUCATIONAL USE PERMITTED (著作権あり-教育目的の 利用可)	著作権は存在するものの、著作権者により、教育目的の利用が認められた場合に用いる。	○	○
	IN COPYRIGHT - NON- COMMERCIAL USE PERMITTED (著作権あり-非営利目的の 利用可)	著作権は存在するものの、著作権者により、非営利目的の利用が認められた場合に用いる。		
	IN COPYRIGHT - RIGHTS- HOLDER(S) UNLOCATABLE OR UNIDENTIFIABLE (著作権あり-著作権者不明)	著作権は存在するものの、一定の合理的な調査を経ても、著作権者が判明しないか、または連絡先がわからない場合に用いる。		
	NO COPYRIGHT - CONTRACTUAL RESTRICTIONS (著作権なし-契約による制限 あり)	パブリック・ドメインになっているものの、第三者の利用については契約で何らかの制限が課されている場合に用いる。このマークを用いる場合には、契約による制限の具体的な内容を示す必要がある。		
	NO COPYRIGHT - NON- COMMERCIAL USE ONLY (著作権なし-非営利目的 のみ利用可)	すでに著作権は消滅しているものの、公的機関と民間企業の協定により、非営利目的の利用に制限してデジタル化した場合に用いる。背景としては、特にヨーロッパの図書館とGoogleとの間の協定を想定したもののだが、他の類似のケースにも適用される。	○	○
	NO COPYRIGHT - OTHER KNOWN LEGAL RESTRICTIONS (著作権なし-他の法的制限 あり)	すでに著作権は消滅しているものの、他の法的制限により自由な利用ができない場合に用いる。このマークを用いる場合は、法的制限の具体的な内容を示す必要がある。	○	○
	NO COPYRIGHT - UNITED STATES (著作権なし-米国の法律上)	アメリカ合衆国の法律で、パブリック・ドメインになった場合に用いる。		
	COPYRIGHT NOT EVALUATED (著作権未評価)	著作権の状態が不明で、表示者が著作権の状態を決定するための調査を尽くしていない場合に用いる。	○	○
COPYRIGHT UNDETERMINED (著作権未決定)	著作権の状態が不明で、かつ著作権の状態を決定するための調査を尽くしたが、判明しなかった場合に用いる。			
NO KNOWN COPYRIGHT (知る限り著作権なし)	表示者において、著作権その他の権利がないと信じるだけの合理的な理由があるものの、著作権がないという決定までできない場合に用いる。			



日本独自の表記案	PD50(No Copyright Japan=PD50)(案) (著作権なし-日本での保護期間満了)	日本の著作権保護期間である50年が過ぎた著作物に用いる。	○	
	COPYRIGHT UNDETERMINED - JP ORPHAN WORK(案) (著作権未決定-日本孤児著作物)	裁定制度による利用の場合に用いる。許諾を得ようとしても許諾を得ることができない場合に、権利者の許諾を得る代わりに文化庁長官の裁定を受け、通常の使用料額に相当する補償金を供託することにより、適法に利用することができる。	○	
	IN COPYRIGHT - ○○○○ USE PERMITTED(案) (著作権あり-図書館送信)	著作権法 第三条第三項 図書館送信	○	
	IN COPYRIGHT - ○○○○ USE PERMITTED(案) (著作権あり-美術・写真のサムネイル発信)	著作権法 第四十七条 美術・写真の著作物のサムネイル発信	○	

(注)DPLA(Digital Public Library of America)では、CC ライセンスと Rights Statements を併用。

(出典)デジタルアーカイブの連携に関する関係省庁等連絡会・実務者協議会「デジタルアーカイブの構築・共有・活用ガイドライン」平成 29 年 4 月(p.32)、RightsStatements.org のウェブサイト<<http://rightsstatements.org/page/1.0/?language=en>>、Europeana のウェブサイト<<https://pro.europeana.eu/page/available-rights-statements>>、五常法律事務所のウェブサイト<<https://www.gojo-partners.com/column-ps/2024/>>に基づき作成

(別紙2) ジャパンサーチにおけるコンテンツの利用条件区分(案)(参考:海外ポータル事例)

ジャパンサーチ(案)	Europeana: Can I use it? <sup>1</sup>	Trove: Availability <sup>2</sup>	DigitalNZ: By Usage <sup>3</sup>
<input type="radio"/> 自由な二次利用可 (Free Re-use) <input type="radio"/> 制限付き二次利用可 (Limited Re-use) <input type="radio"/> 二次利用不可 (No Re-use)	<input type="radio"/> Free Re-use ・Public Domain Marked ・CC BY ・CC BY-SA ・CC0 <input type="radio"/> Limited Re-use ・CC BY-NC-ND ・CC BY-NC-SA ・ No Copyright - Other Known Legal Restrictions <input type="radio"/> No Copyright - Non-Commercial Use Only ・CC BY-NC ・CC BY-ND ・In Copyright - Educational Use Permitted ・Out of copyright - non commercial re-use <input type="radio"/> No Re-use ・In Copyright ・Copyright Not Evaluated ・Rights reserved - Free access	<input type="radio"/> Online <input type="radio"/> Access conditions <input type="radio"/> Freely available <input type="radio"/> Unknown	<input type="radio"/> Share <input type="radio"/> Modify <input type="radio"/> Use commercially <input type="radio"/> All rights reserved

(注)DPLA (Digital Public Library of America) では、コンテンツの利用条件区分による検索結果の絞り込みは不可能。

<sup>1</sup> <https://www.europeana.eu/portal/en/search?q=&view=grid>

<sup>2</sup> <https://trove.nla.gov.au/?q&adv=y>

<sup>3</sup> <https://digitalnz.org/explore>